



市職員の給与などを公表します

市民の皆さまに市役所の人事・給与・サービスの状況をご理解いただくため、条例に基づき、人事行政運営状況を公表します。

2. 職種別給料月額状況 (H29.4.1 現在)

職種	月額	平均年齢
一般行政職	323,200円	42.8歳
技能労務職	339,100円	52.9歳

※職種は「地方公務員給与実態調査」に基づくものです。

3. 初任給基準 (H29.4.1 現在)

一般行政職		技能労務職	
大学卒	高校卒	高校卒	中学卒
178,200円	146,100円	143,500円	135,500円

医療職 (医師)		医療職 (薬剤師等)	
博士課程終了	大学6卒	大学卒	短大3卒
329,900円	245,200円	184,400円	173,200円

医療職 (看護師等)		
短大3卒	短大2卒	准看護師養成所卒
195,900円	187,600円	160,100円

4. 期末・勤勉手当 (H29.4.1 現在)

	6月期	12月期	計
期末手当	1.225月分	1.375月分	2.60月分
勤勉手当	0.850月分	0.850月分	1.70月分

※職務の級などによる加算措置があります。

5. 主な職員手当の状況 (H29.4.1 現在)

	内容
扶養手当	【配偶者】月額 10,000円 【配偶者以外の扶養親族】 1人につき子:月額 8,000円 父母等:月額 6,500円 【配偶者がいない場合の1人目】 子:月額 10,000円 父母等:月額 9,000円 ※16歳～22歳の子の場合には、5,000円加算。
住居手当	【借家・借間居住者】月額 12,000円を超える家賃を負担している職員に対し、家賃の額に応じ、月額 27,000円を上限として支給
通勤手当	【交通機関等利用者】 運賃の額に応じ月額 55,000円を上限として支給 【自家用車等利用者】 通勤距離に応じ、月額 15,800円を上限として支給

【管理職手当】課長補佐以上の管理職に対して支給
(部長) 45,000円
(課長・支所長・院長・事務局長) 35,000円
(審議員) 30,000円
(課長補佐・次長・室長・所長・園長・事務長・館長・副院長・総看護師長) 25,000円
(技師長・薬局長・看護師長) 15,000円

人事管理・退職管理の状況

職員の業務に対する意識や行動の変革を促し、行政サービスの向上を図ることを目的に、平成28年度から『阿蘇市人事評価規程』に基づく人事評価に取り組んでいます。また、『阿蘇市職員の退職管理に関する条例』に基づき、営利企業等に再就職した元職員が、一定期間、現職職員に働きかけをする行為を禁じるとともに、一定の職員は再就職した場合に届出を義務付けています。

職員の任免及び職員数に関する状況

1. 職員の採用・退職の状況 (H28.4.1～H29.3.31)

区分	採用	退職
一般行政職	3人	10人
医療職	22人	15人
技能労務職	0人	0人

2. 部門別職員数の状況 (H29.4.1 現在)

区 分		職員数		対前年 増減数
		平成 28年度	平成 29 年度	
一般行政	議 会	3人	3人	0人
	総 務	70人	68人	△ 2人
	税 務	16人	17人	1人
	民 生	62人	68人	6人
	衛 生	18人	18人	0人
	農林水産	27人	28人	1人
	商 工	20人	17人	△ 3人
	土 木	24人	24人	0人
	小 計	240人	243人	3人
教 育		39人	37人	△ 2人
普通会計 計		279人	280人	1人
公営企業等	水道	11人	11人	0人
	下水道	5人	5人	0人
	病院	139人	142人	3人
	その他	18人	17人	△ 1人
	小計	173人	175人	2人
総計		452人	455人	3人

※各部門は、「定員管理調査」に基づく区分・職員数です。

職員の給与の状況

1. 一般行政職の級別職員数の状況 (H29.4.1 現在)

区分	職務分類	職員数	構成比
1級	主 事	17人	8.1%
2級	主 事	13人	6.2%
3級	係 長 参 事 主 任	94人	45.0%
4級	課長補佐 係 参 長 事	54人	25.9%
5級	課 長 課長補佐	17人	8.1%
6級	課 長 審 議 員	8人	3.8%
7級	部 長	6人	2.9%
計		209人	100%

※阿蘇市給与条例に基づく給料表の区分による職員数。
※職務分類はそれぞれの級に該当する代表的な職名。
※職員数は「給与実態調査」に基づくものです。

職員の分限及び懲戒処分・サービスの状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当っては全力で奉仕しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員にはさまざまな義務が課せられています。特に信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限や争議行為の禁止規定に違反した場合は懲戒処分の対象となります。

1. 分限処分者数（平成 28 年度）

処分事由	降任	免職	休職	降級	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合（延べ）	0人	0人	4人	0人	4人
職に必要な適正を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人

2. 懲戒処分者数（平成 28 年度）

処分事由	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1人	0人	0人	2人	3人

職員研修の状況

1. 職員研修の状況（平成 28 年度）

研修名	回数	参加者数
人権同和教育初任者研修	1	3人
法制執務研修	2	30人
新規採用職員研修	1	3人
一般職員 2 部研修（10 年目）、1 部研修（5 年目）	1	3人
メンタルヘルス研修	4	29人
新任課長・係長研修	2	8人

※主なものを公表しています。

公平委員会に係る業務の状況

1. 勤務条件に関する措置の要求状況（平成 28 年度）

【継続件数】 0 件

【措置要求件数】 0 件

2. 不利益処分に関する不服申立の状況（平成 28 年度）

【継続件数】 0 件

【措置要求件数】 0 件

職員の勤務時間・勤務条件

1. 勤務時間・休憩・休息時間の状況（H29.4.1 現在）

1 週間の勤務時間	勤務時間の割振り		
	始業	終業	休憩時間
38 時間 45 分	8:30	17:15	60 分

休憩時間：12:00 ～ 13:00

※勤務場所により、上記と異なる勤務形態の場合あり。

2. 一般職の年次有給休暇取得状況（H28.1.1 ～ H28.12.31）

対象職員数	総付与日数	総取得日数	平均取得日数	取得率
229人	4,580日	1,593日	7.0日	34.8%

対象職員数：H28.1.1 ～ H28.12.31 の全期間を在籍した一般職。

3. 休暇制度

区分	内容
有給休暇	年次休暇 1 年につき 20 日間付与（前年に未使用日数がある場合は、最大 20 日を翌年繰越）
	病欠休暇 負傷又は疾病のため療養を要する場合、必要最小限と認められる休暇を付与
	特別休暇（主なもの） 【結婚休暇】 結婚する職員に対し最大 5 日間付与 【産前・産後休暇】 出産予定日の 8 週間前の日から出産の日まで、及び出産の翌日から 8 週間を経過するまでの期間付与 【親族の死亡休暇】 親族の続柄及び死亡時の生計関係に応じ、最大 7 日間付与 【夏季休暇】 7 ～ 9 月の間において、4 日間付与 【子の看護休暇】 中学校始期に達するまでの子を養育する職員が子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合で、1 年に 5 日の範囲内で付与
	無給休暇 介護休暇 配偶者・父母・子、配偶者の父母などで、負傷・疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、6 月を限度として必要な休暇を付与 組合休暇 組合活動に従事する場合に 1 年に最大 20 日付与

職員の福祉及び利益の保護の状況

1. 健康診断の状況（平成 28 年度）

健康診断の種類	受診者数
人間ドック	141人
定期健康診断	261人

2. 公務災害補償制度（平成 28 年度）

加入団体	災害件数
地方公務員災害補償基金熊本県支部	2 件